

## 議案第57号

### 財産を無償で譲渡すること（県営住宅北山団地及び八東第2団地）について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 財産の内容

団地名	種類	所在地	数量
県営住宅 北山団地	土地	八頭郡八頭町北山字山根205番5ほか1筆	976.13平方メートル
	建物	八頭郡八頭町北山字山根205番5ほか1筆	3棟（6戸） 398.28平方メートル
県営住宅 八東第2 団地	土地	八頭郡八頭町東字櫃ヶ尻378番1ほか1筆	2,182.60平方メートル
	建物	八頭郡八頭町東字櫃ヶ尻378番1ほか1筆	3棟（6戸） 478.95平方メートル

#### 2 相手方

八頭郡八頭町郡家493番地

八頭町

#### 3 理由

県営住宅北山団地及び八東第2団地は、既に八頭町で管理代行制度を導入し、実態として町営住宅と同様の管理を行っているものであり、このたび正式に町営住宅とし、引き続き町で管理してもらうため、八頭町に無償で譲渡するものである。